

お客さま 各位

平成 23 年 4 月 6 日
株式会社 東北銀行

東日本大震災で被災された方の当行以外での預金払戻し開始について

平成 23 年 3 月 11 日（金）に発生いたしました「東日本大震災」につきまして、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

東北銀行（取締役頭取 浅沼 新）では、震災に伴い、被災地域から避難されている方々が、避難先において、ご預金の払戻しを円滑に行っていただけるよう、4月8日（金）以降、当行以外の金融機関窓口でもご預金の払戻しが可能となりますのでお知らせいたします。

記

1. 避難されている方が預金払戻し可能な銀行

当行を含め下記の全国114の銀行（受付銀行）でご預金の払戻しが可能となります。

北洋銀行、きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行、京葉銀行、東日本銀行、東京スター銀行、神奈川銀行、大光銀行、長野銀行、福邦銀行、静岡中央銀行、岐阜銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大正銀行、みなと銀行、島根銀行、トマト銀行、もみじ銀行、西京銀行、徳島銀行、香川銀行、佐賀共栄銀行、長崎銀行、豊和銀行、宮崎太陽銀行、南日本銀行、沖縄海邦銀行、八千代銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、みずほコーポレート銀行、埼玉りそな銀行、イオン銀行、北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山銀行、北國銀行、福井銀行、静岡銀行、清水銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三重銀行、百五銀行、滋賀銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、池田泉州銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、福岡銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、琉球銀行、沖縄銀行、西日本シティ銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、富山第一銀行、愛媛銀行、高知銀行、福岡中央銀行、熊本ファミリー銀行

2. お取扱いの概要

対象となる預金の種類	原則として、当座預金、普通預金等の流動性預金。 (定期預金については個別にお問い合わせください。)
払戻し限度額	原則、法人、個人とも、1日10万円。
取扱時間	受付銀行の営業店の平日営業時間内。
必要な書類	①預金通帳・証書 ②届出の印鑑 ③運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カードなど預金者ご本人が確認できる書類等 上記資料をお持ちでない方も、預金者ご本人の確認ができれば預金の払戻しは可能です。銀行窓口でご相談ください。
ご留意事項	預金の払戻しには、通常より時間がかかることがあります。 またご本人確認等の関係で払戻しは翌営業日とさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

3. 本取扱いについてご不明な点がある場合

東北銀行 お客様相談室

電 話 019-651-6161

受付時間 午前9:00～午後5:00 (平日)